

# 地域の医療・介護を知ろう！

私たちが安心して暮らし続けるためには、医療と介護が不可欠です。これからの地域の医療・介護について、皆さんと一緒に考えていくために、シリーズで連載します。

## 【道北勤医協宗谷医院・編】

道北勤医協宗谷医院は平成7年5月に開業し、今年で27年目を迎えました。平成12年には、訪問看護ステーションと居宅支援事業所、平成13年からは「デイサービス」を開始。最期まで住み慣れた自宅で暮らし続けたい住民の願いに応えたいとの思いから、平成23年に「在宅療養支援診療所」の申請を行い、宗谷管内で唯一、365日24時間在宅医療を提供しています。

本市における在宅医療の中心的役割を担っている道北勤医協宗谷医院・鈴木和仁院長(道北勤医協理事長兼務)と山本由美子看護師長にお話を伺いました。

### ■ 稚内には地域の力がある

在宅療養は、医療・介護など専門職の連携が不可欠です。そのため、市では地域包括支援センターが中心となり、平成28年に多職種連携を深めるため、在宅医療連携推進協議会(通称)「つっぺんの会」を立ち上げ

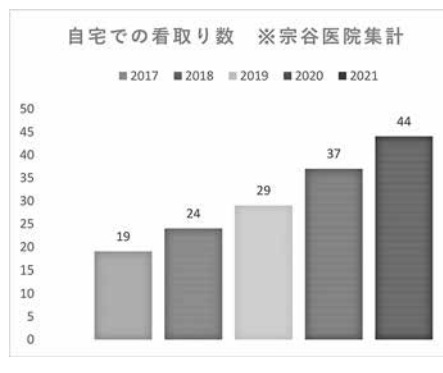


鈴木院長(左側)と山本看護師長(右側)

### ■ 切れ目のないサービス提供

自宅でも最期を迎えたいと願う方は、年々増えていきます。また、ここ2、3年はコロナ禍で入院先での面会が叶わないため、家族や友

人、近所の方に看守られながら、自宅で穏やかに最期を迎えたいとの理由で在宅療養を希望される方も多くなっています。



当院では、医師や看護師、介護士など総勢34名の職員により、一貫した在宅医療と介護サービスを提供しています。在宅療養を希望される方は、当院にまず相談されることをお勧めします。

### ■ もの忘れ外来の開設

超高齢社会を迎え、認知症を発症する方は年々増え続けていますので、認知症の方に対する支援はとても切実なものになっていきます。高齢になると誰でも認知機能は衰えますが、このままにしておいてよいのか相談する場所がない、周囲もどう対応したら良いのかわからない、精神神経科受診は敷居が高いなど、様々な声が病院には届いていました。このような現状から、私

(鈴木院長)は認知症専門医の資格を取得し、平成28年から旭川の一条通病院で「もの忘れ外来」を開設しました。

稚内でもご家族が遠方にいるなど、一人暮らしをされている方も多く、認知症について気軽に相談できる窓口を作ることが必要だと思われましたので、宗谷医院での勤務をきっかけに、6月から「もの忘れ外来」を始めました。

認知症は、残念ながら現段階では「治る」病気ではありません。しかし、初期に診断し、治療を始めることで、その進行を遅らせることができます。

介護保険制度による適切なサービスを提供することによって、本人や家族をサポートし、地域で見守り、地域の中で暮らし続けることができるよう、認知症でお困りの方の力になりたいと思います。

このような症状で悩んでいませんか？

- ・判断力、理解力が衰えてきた
- ・慣れた道を迷うようになった
- ・人柄が変わってきた
- ・意欲がなくなってきた
- ・不安感が強くなってきた
- ・同じことを何度も話す

### ◎ 受診のタイミング

ご自身で気になって来院するケースもありますが、久しぶりに再会した家族や知人が「あれ？」と感じて、受診に繋がることも多いです。気になることがあれば電話でも結構ですので、悩まずお気軽に相談してください。

### 【もの忘れ外来】※予約制

毎週木曜日 14時～15時

### ◎ 診察から診断の流れ

家族や介護者等から生活状況などのお話しを聞いた後、ご本人を診察します。次に、血液検査・脳CT検査・認知機能簡易検査を行い、認知症の原因となっている病気とそのタイプを診断します。

※診断結果に応じて今後の治療方針を説明します。

### ■ 診療時間等

#### 【内科】

医師2名体制。木曜は夜間も実施しています。また、特定健診等や各種予防接種も行っています。

#### ・ 受付

午前診療(月～金曜日)  
8時30分～11時30分  
夜間診療(木曜日)  
16時30分～19時  
・ 休診  
土日、祝日

☎ 24・1117

### ● 「負担軽減措置」が適用されます

窓口負担割合の引き上げに伴い、令和4年10月1日から施行後3年間(令和7年9月診療分まで)で2割負担となる方については、1か月の外来医療の負担上限額を3000円に抑える軽減措置が適用されます。

※入院の医療費は対象外となります。

この措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ、後日払い戻します。

### ● 高額療養費の口座を登録されていない方へ

2割負担となる方で、高額療養費の口座を登録されていない方には、10月頃に申請書を郵送します。申請書が届き次第、必要事項を記入の上、口座の登録をしてください。

### ★ ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体の職員が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署(☎9110)または消費生活センターに問い合わせください。

【負担軽減措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全他市額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

⇒ (負担軽減措置) 1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため、差額を払い戻します

問い合わせ／

- 北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
☎011-290-5601
- 稚内市役所総合窓口課医療給付グループ  
〒097-8686  
稚内市中央3丁目13番15号  
☎0162-23-6411